

Title	M. D. Lambert, Franciscan poverty, the doctrine of the absolute poverty of Christ and the Apostles in the Franciscan order
Sub Title	
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.142(278)- 145(281)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

M. D. Lambert, *Franciscan Poverty*
—The Doctrine of the Absolute Poverty
of Christ and the Apostles in the
Franciscan Order—London, 1961, pp. 269

坂 口 昂 吉

本書は一二一〇年より一三二三年にいたるフランシスコ会の清貧理想の変遷を概観したものである。この年代のうち前者は聖フランシスがインノセント三世から原始会則の許可を受けた時であり、後者はヨハネス二十二世が教書 *Cum inter nonnullos* によりフランシスコ会独自の清貧理想を拒否するにいたつた時である。この期間におけるフランシスコ会の歴史については、P. Sabatier 以来一つの固定観念が支配している。即ち、清貧への愛に燃える宗教的個人主義者たる聖フランシスとその原精神をつぐ会則厳守派が、普遍的聖職秩序への従属を清貧理想より重んずる会則緩守派の圧力に屈していく過程というみかたである。しかし、ほぼ完全な史料の公刊が行われ、それに基いて無数の個別研究の反証があがつている今日、上記の如き解釈をそのまま信ずることは困難であるといえよう。けれども Sabatier に対する従来の反駁は、聖フランシスと教会の關係に集中し、聖職秩序に対し反抗するどころかむしろ畏敬のうちに生きた中世的聖者の像を確立することに腐心しすぎた感がある。その結果、聖フランシスの

清貧とは何か、またその弟子たち—会則厳守派にせよ緩守派にせよ—の清貧概念は果して始祖の理想に一致していたか否か、というようなより根本的問題が案外看過される傾向があつた。その意味で本書が清貧理想の変遷過程を中心にフランシスコ会の歴史に一つの概観を提供していることに注目したい。

著者はまず、聖フランシスの清貧理想を確認する基礎となる史料問題に言及する。かつて Sabatier は彼の金料玉条とするレオ史料に対し殆んど決定的反証があがつた後も、自らの見解を固持しつづけた。それは、聖フランシスの自筆文書中、*Testamentum* を聖者が周囲への配慮なしに真情を吐露した唯一の書とみ、しかもその内容がレオ史料の提供する会則厳守派的精神と一致すると考えたからである。これに対し著者は、K. Esser の研究に従い、二点より疑いをさしはさむ。即ち第一は、*Testamentum* 執筆当時の聖フランシスが、死の床にあつて平常の精神的均衡を失い、しかも後の会則厳守派的傾向の人々に囲まれていた、という状況を考えるべきだといふのである。第二は、同書の内容が清貧を強硬に主張しているとはいへ、他方聖職秩序への絶対随順をのべている点からして会則厳守派の精神と一致しないといふのである。したがつて著者は、*Testamentum* を自筆文書中で特に重視することに反対し、それ故諸伝記の中でレオ史料を特別扱いすることをにも反対する。そして諸史料のうちの一つに固執することをやめ、個別的記述の相違は措いて、すべてに共通する部分から聖フランシスの清貧理想を浮彫りにしようとするのである。

ではかかる史料操作からとらえられる聖フランシスの清貧とは如何なるものであろうか。H. Felder は、在来の修道会が個人的所有権を抛棄したのみであつたのに、フランシスコ会は団体的所有権をも抛棄し、さらに財の単なる使用にも制限を課した点に特色を認めている。しかし著者によると、これはフランシスコ会の発展に伴い外から与えられた性格規定にすぎぬという。聖フランシス自身の清貧は、所有権—個人的にせよ団体的にせよ—というような権利上の問題ではなく、事実上の状態であつた。即ち、一、貧しい人々と同等に交際できる状態にあること。二、生計が不安定であること。三、労働は賤しく不定であること。四、戸毎に托鉢すること。五、一般の経済秩序の埒外にあること。六、金銭及びその代用物の嚴禁、というような具体的事例である。これを強いて抽象化するとすれば、すべての善は、精神的なものであれ物質的なものであれ万民のものであるから、自分一個のものとは考えまい、という態度であろう。

かかる清貧理想の類似物は、十二世紀以来多くの宗教運動の中に認められる。しかし当時流行の断食偏重を排するなど、聖フランシスの行動には、時代的風潮のみによつては理解できぬものがある。彼の清貧は、他の宗教運動のそれと同様、福音的清貧であつたことに変わりはない。しかしそれは、使徒的清貧という以上にクリストの清貧であつた点に相違がある。即ち、使徒の教訓を体するといよりは、クリストの姿とその個々の行為を起点にしてゐるといえる。そして特に、十字架上のはだかのクリストにはだ

かで従うということこそ、聖フランシスの清貧理想の核心であつたと著者は説いている。

しかしかかる清貧理想は、聖フランシスの在世時代よりすでに、会の急速な発展に適應できず、彼を中心とする地方的小集団に限定されつゝあつた。だがその理想を破壊していつたのは、Sadafer の考えたように総会長代理エリアスの裏切りでもなければ、保護枢機郷ウゴリノ即ち後のグレゴリオ九世の政略でもなかつた。それはフランシスコ会の使徒職の進展であり、そのために次々と与えられた教皇特権であつた。一二三〇年、グレゴリオ九世の教書 *Quo elongati* は、フランシスコ会は寄進者の財産を使用 (*usus*) するのみで所有権 (*dominium*) をもたず、という原則を確立した。これは事実上の清貧から権利上の清貧への転換をしるす第一歩である。だがここにおいてはなお、必要不可欠の場合のほか金銭上の代理人 (*amicus spiritualis* 又は *nuntius*) を利用しえないこと、動産の処分には保護枢機卿の許可を要すること等、實質的にも清貧を可能ならしめる条件がついていた。しかし一二四五年、インノセント四世の教書 *Ordinem vestrum* は、フランシスコ会の使用する財産を教皇所有としてその恒久的使用を保障し、また金銭上の代理を無条件に利用しうることにした。さらに一二四七年、同教皇教書 *Quanto studiosius* は、フランシスコ会士が、その使用財産について全権をもつ代訴人 (*procurator*) を自ら任命する権を認めた。ここにいたつて、清貧は實質上消滅する危険を迎えたのである。しかし幸い、第六代

総会長パルマのヨハネ及びその後継者ボナヴェントゥーラは、インセント四世の両教書の発効を停止し、*Quo elongati*の線での統一をはかり、使徒職に抵触せぬ限り清貧の遵守につとめた。一般に、ヨハネは会則厳守派に属し、ボナヴェントゥーラは中間派ないし緩守派寄りといわれているが、著者は両者の間に相違よりも共通性をみいだしている点注目すべきであろう。

次いで著者は、*S. Clasen*の研究に依拠しつつ、フランスコ会を中心とする托鉢修道会と在俗司祭の論争に眼を移し、ボナヴェントゥーラの *Apologia pauperum* を主にとりあげる。ボナヴェントゥーラは在俗司祭の攻撃に答え、物的財の実質的抛棄という聖フランスの精神も弁護したが、*Quo elongati* 以来のフランスコ会の生きかたを聖書と教父に依拠しつつ理論化することに力点をおいた。彼によれば、福音的清貧には、在俗司祭や一般の修道会の如く個人的所有権を抛棄するが団体的所有権を保持するものと、托鉢修道会の如く団体的所有権をも抛棄し単に財の使用のみを認めるものがある。しかし真に完全なのは後者であり、前者はクリストが弱者への憐みの故に認めたものにすぎぬ、というのである。この清貧理論は、一二七九年、ニコラス三世の教書 *Exiit qui seminatur* により確認されることになった。

著者によれば、在俗司祭との論争における清貧理想の理論化は、フランススコ会士たちに、自分たちの清貧とは単に事実的な状態ではなく所有権と使用の区別に存する、という自覚を与えた。そしてこの自覚は、*Exiit qui seminatur* 発布以後綱紀がゆるみ

Ordinem vestrum からは *Quanto studiosius* の線まで後退したことに共に、会則厳守派・緩守派論争の起点となつたという。著者は、両派対立の起源を萌芽的意味ではすでに聖フランスの在世時代から認めている。しかし明確な党派対立と論争の開始を、ボナヴェントゥーラの死後、オリヴィの *usus pauper* 論を中心にしてプロヴァンス・アンコーナを始め各地の会則厳守派が集めたことにおいている。彼らは、財産の所有権を抛棄するのみか、その使用を極度にきりつめるよう主張した。これは、一見聖フランスの原精神との類似を思わしめるが、ボナヴェントゥーラの所有権と使用の区別を前提にしている点で、原初における単純な事実上の清貧とは異なる。しかも、それを主張した会則厳守派のうちに、聖フランスにみられた道徳的弱者への温い憐みがなく、また会則の字義通りの遵守という主張にも法律的嚴格主義があることを思えば、彼らを始祖の簡明ではあるが柔軟な精神の後継者とみるわけにはいくまい。しかし一方、同じくボナヴェントゥーラの理論に基きながら、クリストの清貧とは所有権の抛棄以上に何ら財の使用を制限するものでないという *usus lautus* 論を展開した会則緩守派のうちに聖フランスの精神を求めえぬことももちろんである。

やがて会則緩守派は会の上長に対する服従の義務を強調しつつ厳守派を圧迫し、後者は教皇庁の審査によつて *usus pauper* 論が認可されることを待望する。かくて一三〇九—一三二二年にわたる教皇クレメント五世の審査は、会則緩守派の道徳的弛緩を戒

めると共に嚴守派の *usus pauper* 論を拒否するという仲裁を下した。しかしこの裁定に不満な嚴守派がトスカナ及びプロヴァンスで起した暴動は、教皇庁における彼らの心証を極めて悪くし、遂に一三二七年、ヨハネス二十二世による徹底的弾圧を招くにいたるのである。

その後一三二二—一三二三年におけるヨハネス二十二世とフランシスコ会との清貧理想をめぐる争いは、D. Douie 及び D. Knowles によると、ドミニコ会とフランシスコ会の競争関係から起つた事件とみられている。しかし著者は、J. Koch の研究に従い、一三二七年ヨハネス二十二世がオリヴィの書 *Lectura super Apocalypsim* を調査するよう命じたことと関連づけられている。即ち彼は、フランシスコ会内の清貧論争の終局的解決をはかるため、その理論的根源を探り、それが所有権と使用の区別を前提とした上での論争であることを知つた。そこで彼はプロヴァンスのドミニコ会異端審問官とフランシスコ会士の間にはベギン派に対する裁きをめぐつて生じた対立を利用し、フランシスコ会の清貧概念を非難し以後の禍根を絶とうとしたのである。もつともヨハネス二十二世の教書 *Cum inter nonnullos* は、嚴密な意味では所有権と使用の区別を全面的に否定したのではない。それは、法律上譲渡しうるのは単なる使用 (*simplex usus facti*) ではなく使用権 (*ius utendi*) であること、しかるに消費財については使用権の譲渡はありえず所有権 (*dominium*) の譲渡あるのみ、という主張であつた。けれども条件つきとはいえ教皇が清貧理想

自体を非難し、さらに自らフランシスコ会の財産の所有者たることを否認した事実の影響力は大きく、ここに清貧理想をめぐる事態は一応終止符を打つにいたるのである。

上述からみて、本書は個別研究というより総合の書であるといえよう。したがつて個々の点では創見に乏しい。しかし最近の個別研究の成果を網羅している故、今後フランシスコ会の歴史を研究するものに基礎的知識を与えるのに役立つであろう。この点では、本書にわずかに先立つて発表された R. B. Brooke の書が、他の研究業績を殆んど問題にせず、もつぱら公刊史料の熟読吟味から独自の綜合に達しているのと対照的である。本書はこれと較べると、その重複部分においてはほぼ等しい結論に到達しながら、綿密さに欠ける憾みがある。しかし反面、Brooke にはみられぬ壮大な展望を与えている。例えば聖フランシスの事實的清貧の権利的清貧への転化を軸として、従来別個に研究されてきた三大論争、即ち在俗司祭と托鉢修道会の論争、会則嚴守派と緩守派の論争、ヨハネス二十二世とフランシスコ会の論争を巧みな相互関連においてとらえている点などそれである。この綜合の試みに大過あるとは思われない。しかし、それがなお試みであつて充分な実証とはいいきれぬところに今後の問題が残されていると考へたい。